

## 始良市公式LINEプレゼント企画実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、始良市公式LINE（以下「市公式LINE」という。）の友だち登録者数の増加及び登録の継続を図るとともに、始良市（以下「市」という。）の特産品やサービス等を広く紹介することで市の魅力発信や産業振興を図ることを目的とするプレゼント企画（以下「本事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

### (本事業の内容)

第2条 本事業は、プレゼントの提供を希望する者（以下「プレゼント提供希望者」という。）の中から選別した事業者（以下「プレゼント提供事業者」という。）を市公式LINEにおいて無償で紹介するものとする。

2 本事業の具体的内容及び掲載期間は、市と協議の上、決定する。

### (プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市の魅力発信や産業振興に寄与するものであること。
- (2) 市内に主たる事業所を有する事業者が製造、販売するものであること。
- (3) 有体物又はサービスの提供（無料券を含む。）であること。
- (4) 5人以上に提供が可能であること。
- (5) 無償で引換えが可能であること。

### (プレゼント提供事業者の決定)

第4条 プレゼント提供希望者の募集は、市ホームページ等により公募するものとする。

- 2 プレゼント提供希望者は、本告示を遵守し、始良市公式LINEプレゼント提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を提出するものとする。
- 3 市は、前項の規定により提出された申込書を審査した上で、市の魅力発信や産業振興への寄与度などを総合的に判断して市公式LINEに掲載するプレゼント提供事業者を決定する。
- 4 前項の規定により掲載が決定したプレゼント提供事業者は、市公式LINEに掲載する原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等の提供について市から求めがあった場合は、速やかに対応しなければならない。
- 5 市は、プレゼント提供事業者に本事業に係る掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 6 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

### (プレゼントの応募)

第5条 プレゼントへの応募を希望する者（以下「プレゼント希望者」という。）

は、次に掲げる全ての要件を満たした上で、抽選に応募することができる。

- (1) 市公式LINEに登録すること。
  - (2) 市公式LINE内の応募フォームに掲載する注意事項を遵守すること。
  - (3) 抽選に当選した場合、引き換えたプレゼントについて、転売、換金、譲渡又は質入れ等を行わないことに同意すること。
- 2 応募回数は、対象者1人につき各回1回とする。この場合において、複数回申込みがあった場合は、最後の申込内容によって申し込んだものとみなす。
- 3 プレゼント希望者が未成年の場合は、保護者の同意を得た上で抽選に応募するものとする。この場合において、市は、未成年の者の応募を確認した時点において、保護者の同意を得ているものとみなす。

#### (抽選の実施)

第6条 市は、各応募期間の終了後、公平に抽選を行い、応募した者の中から当選候補者を決定する。

- 2 市は、対象者要件の全てに適合することについて確認が取れた者を当選者として決定するとともに、当選通知を送付する。

#### (プレゼントの提供方法)

第7条 プレゼントは、原則として市が作成する引換券によりプレゼント提供事業者の始良市内の店舗等において引き換えるものとする。

- 2 引換券には、引換期限(当選者へ通知した日から起算して1か月までの期間をいう。)を記載するほか、通し番号を記載するなど複製を防止する措置を講じるものとする。
- 3 市は、プレゼント提供事業者に対して、プレゼントの提供に必要な情報を共有する。
- 4 市内の店舗等で引換えできない場合は、プレゼント提供事業者の責任及び負担において物品の配送等の措置を講じるものとする。

#### (掲載の取消し)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、プレゼント提供事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 当該プレゼント提供事業者から辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

#### (損害賠償)

第9条 市は、プレゼント提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益を生じさせた場合は、プレゼント提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。